

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	情報基盤強化税制		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 情報基盤強化税制について、下記のとおり対象設備の追加を行った上で適用期限を2年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>(1)バックアップソフトウェア・RAIDの追加 中小企業では、社内サーバのダウンやハードディスクの故障などIT利用に伴うトラブルが頻発し、せっかくIT投資を行っても十分な生産性向上効果が発揮できない場面があることから、トラブルを前提に速やかな復旧を支援する「バックアップソフトウェア」や「RAID」を対象設備に追加することで、中小企業の戦略的IT投資が確実に生産性向上につながるよう支援を行う。</p> <p>(2)仮想化ソフトウェアの追加 従来よりも少ないサーバ・ストレージに従来と同様の業務を行わせることを可能にする所謂「仮想化ソフトウェア」を対象設備として追加することで、IT投資低迷の中でも、我が国企業が、効率的に戦略的IT投資を進めていけるよう支援を行う。また、仮想化ソフトウェアの導入を支援し、物理的サーバ・ストレージの台数を削減することで、CO2排出抑制の同時実現も図る。</p>		
関係条文	<p>（租税特別措置法第10条の6、第42条の11、第68条の15） （租税特別措置法施行令第5条の8、第27条の11、第39条の45） （租税特別措置法施行規則第5条の11、第20条の5の2） （平成20年経済産業省告示第60号） （平成20年経済産業省告示第61号）</p>		
要望理由	情報基盤強化税制について、下記のとおり対象設備の追加を行った上で適用期限を2年間延長する。		
減収見込額	(初年度)	(平年度)	122 (13,707) (単位:百万円)
地方税以外の措置	既存	・国税	・融資、補助金その他
	22年度の望	・国税	・融資、補助金その他
過去の要望経緯	平成18年度 創設 平成20年度 対象設備の追加等(2年間延長)		
本要望に対応する縮減案	情報基盤強化税制の対象設備のうち、資本金1億円超の企業が導入するサーバについては、トップランナー基準等を満たした省エネ効果の高いサーバのみを対象とすることで、対象設備の絞り込みを行う。		